

平成18年度国民健康保険料の

料率が決まりました

問い合わせ 保険年金課保険担当 ☎38-2035

国民健康保険は方が一の病気やけがに備えて加入者が保険料を負担し、必要な時に安心して医療を受けるための制度です。保険料は、医療費一部自己負担金を除くから、国・県等の交付金および市の繰入金等を差し引いた金額を基に計算します。

国民健康保険に加入している世帯には、七月十二日頃に、国民健康保険納額通知書を送付します。



平成18年度国民健康保険料率 (内は平成17年度)

	医療保険分	介護保険分
所得割額	6.5% (6.8%)	2.4% (2.1%)
均等割額	33,360円	9,960円
1人当たりの年額	(32,880円)	(9,240円)
平等割額	23,760円	5,520円
1世帯当たりの年額	(24,000円)	(5,160円)
賦課限度額	530,000円 (530,000円)	80,000円 (80,000円)

市民委員を募集します

「交通バリアフリー基本構想策定」のための

市では、駅および周辺経路のバリアフリー化の現状を把握し、早期に実施すべき重点整備地区を定め、基本構想を策定する予定です。

市民の皆さんのご意見を計画に反映するために、市民委員を次のとおり募集します。

募集人数 二人(報酬はありません)

資格 二十歳以上七十歳以下市内在住のかた

任期 八月～平成十九年二月末まで

内容 月一回程度の会議に出席していただき

ます。

応募方法

住所・氏名・電話番号・生年月日・性別を記載して、「芦屋のまちとバリアフリー」に関する作文(八百字以内)とともに郵便、ファクスまたはEメールで、七月十八日(火)までにお申し込みください。結果は本人あてに通知します。

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2073/FAX38-2164(〒659-8501 住所不要)

Eメールinfo@city.ashiya.hyogo.jp

ホームページhttp://www.city.ashiya.hyogo.jp/machidukuri/barrria-free.html

国民年金保険料の支払いが困難なときは 免除・納付猶予の申請を

問い合わせ 保険年金課年金担当 ☎38-2036

国民年金保険料を納付することが、所得の減少や失業等で困難となった場合、本人の申請によって納付が免除される「申請免除制度」と、保険料を納めることが猶予される「若年者納付猶予制度」(満三十歳未満のかた対象)があります。

また、七月から「申請免除制度」の全額免除・半額免除に加え、四分の三免除と四分の一免除が新設されました。これらの免除・納付猶予制度を希望されるかたは、年金担当窓口でご相談ください。

いずれも、免除は本人、配

偶者、世帯主納付猶予は本人(配偶者)の、前年度所得等により判定します。

なお、平成十八年六月まで全額免除や納付猶予を受けており、すでに七月以降も継続申請を希望されているかたは、今回申請の必要はありません。今回申請の必要なたには、文書を送付しますので、文書の届いたかたは必ずご返送ください。

詳細については、上記へ。



無年金外国籍高齢者等福祉給付金

月額29,900円が30,900円に

問い合わせ 保険年金課年金担当 ☎38-2036

対象者は大正15年4月1日以前生まれで、次のいずれかに該当するかた。

昭和57年1月1日現在、外国人登録をし、現在も本市に登録されているかた

昭和57年1月1日以前に外国人登録をし、昭和36年4月1日以後に日本国籍を取得されたかた

日本人で長期間海外に在住し、昭和36年4月1日以後に帰国されたかた

ただし、次のかたは支給の対象にはなりません。

公的年金等(年額370,800円以上)の受給者

芦屋市重度障害者特別給付金の受給者

生活保護の受給者

本人・配偶者・扶養義務者の所得が制限額を超えるかた

重度障害者特別給付金

月額66,300円が69,200円に

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043

対象者は1・2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳または1級の精神障害者保健福祉手帳を持つ20歳以上のかたで次のいずれかに該当するかた。

昭和57年1月1日以前に20歳であった外国籍のかたで、当時すでに障害が発生していたかた

年金受給中に障害が軽くなり受給対象から外れたがその後に障害が重くなったかた

昭和61年4月1日以前の海外滞在中に障害発生原因の初診日があるかた

ただし、次のかたは支給の対象にはなりません。

公的年金等(年額830,400円以上)の受給者

無年金外国籍高齢者等福祉給付金の受給者

生活保護の受給者

前年の所得が制限額を超えるかた

女性センター相談日

[相談予約電話 ☎38-2022]

専門の相談員が相談に応じます

女性の悩み相談<要予約>

日時 毎週金曜日午後1時～4時

内容 夫婦・家族関係、心の悩みなど

暴力(DV)に関する相談<要予約>

日時 7月5日(水)午後1時～4時

内容 夫や親しい関係にある男性からの暴力(DV)

“女性週間”記念ポスター展

期間 7月3日～28日(土・日・祝日を除く)

会場 女性センター

ひと女と男の参画メール

問い合わせ 女性センター ☎38-2023

広がるDV被害者支援の輪
内閣府が四月に発表した「男女間における暴力に関する調査」で、DV被害を受けたことのある女性は三人に一人、「何人も被害を受けた」のは一割、という結果が出ています。昨年一年間に、全国の警察が受けたDV相談や被害届はDV防止法施行後最多、また裁判所の保護命令も二万件を突破しました。警察庁は犯罪被害者等給付金の支給を、DV被害者にも適用を広げることを検討しています。

都道府県は、「DV対策基本計画」を順次発表しています。各自治体でも、地域の実情に合わせて、相談支援体制の拡充のほか被害者の自立支援策に力を入れています。緊急避難時の宿泊料助成、公営住宅の提供、支援者の養成講座の開催など、支援策もより具体的になっています。被害者はたとえ加害者から逃れることができたとしても、その後の生活基盤の不安、本人や子どもへの精神的不安定な暴力を受けたら、目にしたことなどでPTSDを発症するケースもあります。など、たくさん問題を抱えています。

民間企業でも独自のDV被害者支援を行うところが増えてきました。化粧品専門店「ティン・ザ・ボディショップ」は「女性が安心して健康に暮らすことは企業理念に通じる」として、売り上げの一部を民間シェルターに寄附したり、店頭でDVの説明冊子を配布しています。真つ先に被害者支援にのりだしたは無償の民間団体でした。行政はもちろんなこと、組織力を活かせる企業ならではの有用な支援策もあると思われまます。

“DVは人権侵害。決して許さない!”という周囲の目が被害の発見や減少につながっていくのではないのでしょうか。